

B 棟改築工事基本実施設計見直しに係る調査業務委託 仕様書

1. 委託業務名

B 棟改築工事基本実施設計見直しに係る調査業務委託

2. 委託目的

公立長生病院（以下「当院」という。）の B 棟改築工事基本実施設計については、52 床を返還する予定で令和 5 年 8 月に設計を終えているが、建設費の高騰、広域組合の大型事業（最終処分場建設や消防庁舎建替え）との建設が重なったことなどから、2 年先送りとなり、設計見直しにより建設費を縮減したうえで、令和 7 年度から現地で建替え工事を計画していた。

しかしながら、建設費の高騰のほか、続く C 棟の維持補修や建替え、依然として厳しい経営状況、当組合構成市町村財政の負担増など諸問題があり、52 床の活用を含め今後の病院施設の整備方針等を再度判断するため、医療需要の分析、将来的な病院機能や体制、病院施設の建替方法等、専門的な見地からコンサルティング業務を委託するものである。

3. 契約期間

契約締結日から令和 7 年 1 2 月 2 6 日

4. 履行場所

当院及び本業務遂行に必要と考えられる場所

5. 事業限度額

1 2, 7 6 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

6. 委託業務内容

(1) 医療需要の現状・将来推計、医療機能及び病床規模等の検討

①入院・外来患者需要の現状

- ・地域における現状での入院及び外来患者の疾患別医療需要、各医療機関別の患者受入状況を分析すること。
- ・当院の入院及び外来患者の居住市町村別及び疾患別の患者受入状況を分析すること。

②診療別の医療需要推計

- ・将来的な人口動態を踏まえて地域における入院及び外来患者の診療科別の医療需要等を推計すること（2050年まで）。

③当院に求められる医療機能の分析

- ・政策医療や地域包括ケアシステムの推進等の観点から当院に求められる役割を踏まえたうえで、他病院との機能分化・連携強化の可能性も含め、当院が担うべき医療機能を分析すること。

④当院が担うべき医療機能に見合う必要病床数や診療科等の検討

- ・上記の分析結果及び、公立病院の特色や当院の組織体制・経営状況・課題等をもとに、当院が担うべき医療機能に必要な病床数、診療科等を検討すること。

(2) 病院の建替えに関する検討

①建替えパターンによる概算事業費の検討

- ・現在の現地建替え計画及び上記(1)を踏まえた建替えパターン（現地建替1パターン、移転新築3パターン程度を想定）による概算事業費を検討すること。なお、敷地選定業務は含めないこととする。

②建替えパターンによる収支シミュレーション

- ・毎年、新たに発生する起債元利償還金等を踏まえた、建替え後の収支シミュレーションを行うこと。

(3) 上記(1)～(2)におけるメリット・デメリット等の整理

(4) 経営形態に関する一般的な論点整理

(5) その他

本業務委託内容に定めのない事項についても、当該委託業務内容に付帯して実施する必要がある業務については、柔軟に対応すること。

ただし、委託業務範囲内の業務として取り扱うかどうか不明なものについては、当院と受託者との間で協議を行うこととする。

7. 実施体制

(1) 統括責任者の配置

- ①業務内容及び進捗状況等を包括的に把握管理し、病院経営に精通した統括責任者1名を配置すること。
- ②契約期間中の統括責任者の変更は原則認めない。

(2) 主任担当の配置

必要な専門知識及び経験を有する従業員を主任担当として配置すること。

(3) その他実施体制に関する事項

受託者は医療圏域における医療分野だけにとどまらず、医療行政、介護、福祉の現状について、十分な理解のもとに業務を遂行すること。

8. 成果物の提出

(1) 一次報告

令和7年5月30日までに、業務全体にわたる調査・分析データを取りまとめ、当院と協議のうえ報告書を作成すること。（紙媒体、電子データ）

(2) 最終報告

令和7年12月26日までに、当院と協議のうえ、報告書（本編、概要版）、関連資料等を提出すること（紙媒体、電子データ）。

(3) 必要に応じて、会議等のための資料提出ができること。

(4) 報告書については、平易な表現で図表化するなど、視覚的に分かりやすいものとする。

9. 委託料の支払

委託料の支払いは成果物及び業務完了届を提出し、検査合格後、請求書に基づき、請求日から30日以内に支払うものとする。

10. 個人情報の保護体制

業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法令、「長生郡市広域市町村圏組合個人情報保護法施行条例」及び「長生郡市広域市町村圏組合公立長生病院患者の個人情報保護に関する規程」に基づき、業務を通じて知り得た情報は業務の用に供する目的以外には利用しないこと。

11. その他

(1) 業務内容については仕様書に基づく内容にとどまらず、業者選定時に提案された内容も遵守すること。

(2) 成果物については、当院「公立病院経営強化プラン」の修正等に反映させる考えであることに留意すること。

(3) 業務の実施に当たり、疑義が生じた事項については当院と協議のうえ対応すること。